

賃貸借契約書 (案)

愛媛県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、次のとおり賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の趣旨）

第1条 乙は、甲に対して、この契約の条項に従ってOCR読取機一式（以下「物品」という。）の使用を提供し、甲は乙に対して賃貸借料を支払うものとする。

2 物品は、別紙1「明細書」のとおりとする。

（納入場所等）

第2条 物品の納入場所等は、愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課（松山市一番町4-4-2）とする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、平成29年9月1日から平成35年11月30日とする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

（賃貸借料）

第4条 物品の賃貸借料は、月額_____円（うち消費税及び地方消費税の相当額____円）とする。

2 この契約の期間中に乙の責めに帰すべき事由により甲が物品を使用できなかったとき、又は乙がこの契約を解除したときの賃貸借料は、日割り計算によって算定する。

3 賃貸借料について、賃貸借期間に1ヶ月に満たない端数日を生じた場合には、日割り計算をするものとし、円未満は切り捨てるものとする。

4 前項の規定による月額賃借料の日割りは、暦日数により行うものとする。

（契約保証金）

第5条 愛媛県会計規則第152条の規定に基づき、契約保証金は_____円とする。

（注）「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、「入札（契約）保証金免除決定通知書」により免除の決定を受けた場合は、愛媛県会計規則第154条第5号の規定に基づき免除する旨を記載する。

（賃貸借料の請求及び支払い）

第6条 乙は、甲の使用した当月分の賃貸借料を翌月10日までに書面をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受け、適正と認めたときは、これを30日以内に支払うものとする。

（物品の引き渡し）

第7条 乙は、賃貸借期間の開始日までに、甲の指定する場所に物品を納入し、正常な状態で使用できる状態にした後、納品書を提出し、甲の検査を受けるものとする。これに要する費用は、すべて乙において負担するものとする。なお、物品の使用時に必要なネットワーク環境及び児童扶養手当及び特別児童扶養手当システム環境等の設定については、甲が児童扶養手当及び特別児童扶養手当システムの保守改善事業を委託する日本電気株式会社と十分調整を図るものとする。

（物品の使用及び管理）

第8条 甲は、物品の使用及び管理については、善良な管理者の注意をもって行うものとする。

（秘密の保持）

第9条 乙（乙の社員及び乙の指定する者を含む。）は、機器の設置場所に立ち入って得た業務上の秘密を第三者に漏洩してはならないほか、別記「個人情報取扱特記事項」及び愛媛県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

3 乙は、第1項及び第2項について誓約書を提出しなければならない。

（保険）

第10条 乙は、機器の賃貸借期間中、乙の名義で機器に保険を付さなければならない。

2 機器等に保険事故が発生したときは、保険金は乙が受け取る。

3 乙は、前項の保険金を次の用途に使用するものとする。

(1) 機器の完全復元又は修理若しくは同種機器への交換

(2) 保険事故により第三者に与えた損害に対する保障

(瑕疵)

第11条 乙は、物品の貸付中であっても、その瑕疵については、随時情報提供を行うとともに、手直し、又は取り替えの義務を負うものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、この契約の定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当な金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲が自己の責めに帰すべき理由により、物品を滅失又は使用不能（修理不可能）の状態にき損したときは、乙は、甲にその賠償を請求できるものとする。

(契約の解除)

第13条 甲及び乙は、相手方がこの契約に定める義務を履行しないときには、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、甲又は乙は、相手方に対し損害の賠償を求めることができる。

(物品の返還)

第14条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又は前条の定めによりこの契約が解除されたときは、物品を速やかに乙に返還するものとする。ただし、乙の承諾を得たときは、その限りではない。

2 物品返還時の撤去に関する全ての費用は、乙の負担とする。

(権利の譲渡)

第15条 乙は、あらかじめ甲の承諾を得なければ、この契約上の権利の全部又は一部を第三者に譲渡することができない。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結に関する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(物品の移動)

第18条 甲は、物品を設置場所から移転する必要があるときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

(協議)

第19条 この契約の履行につき疑義を生じた事項又はこの契約に定めない事項についてはその都度、甲・乙協議して定めるものとする。

(著作権)

第20条 この契約により、賃貸借されるソフトウェアについては、正規にライセンスを受けたものを使用するものとする。

第21条 この契約により、賃貸借されるソフトウェアのライセンスについては、賃貸借期間が満了後、甲が所有するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印して、各自1通を保有する。

平成 29 年 月 日

愛媛県松山市一番町4丁目4-2
甲 愛 媛 県
知 事 中 村 時 広

乙

明細書

型番	品名	数量	備考
N6376-800A	光学文字読取装置	1	OCR 本体
N6376-110A	裏面ナンバリング機構	1	ナンバリング用オプション
UE1290-101	OCR データエントリ	1	OCR 用ソフト
UE1291-101	パラメータ作成ツール	1	OCR 用ソフト